

令和7年度 愛媛県奨学生〔緊急採用〕募集要項

令和7年4月 愛媛県教育委員会

1 概要

愛媛県奨学生は、愛媛県奨学資金貸与条例に基づく貸与型の奨学金制度です。

優秀な学生又は生徒であって経済的理由により修学困難なものに対し学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的としています。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程（修業年限が2年以上の課程で、教育委員会が認めるものに限ります。）に在学する者を対象とし、奨学生となった者は、毎月、県から奨学金の貸与を受けることができます。奨学金は無利息ですが、貸与終了後に全額を返還する必要があります。

緊急採用は、現に高等学校等に在学し、家計の状況の急変その他緊急に奨学金を必要とする事由が生じた生徒等を対象として採用希望者を募集し、奨学生として採用するものです。

2 用語について

この募集要項における用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 出願者……奨学生となることを希望する者
- (2) 保護者……出願者の親権者又は未成年後見人（出願者が成人である場合は、親権者又は未成年後見人であった者）
- (3) 家計支持者……父と母双方又はこれに代わって家計を支えている者。原則として父と母（ひとり親の場合は、その1人）ですが、父母がない場合又は父母ともに別居・別生計の場合であって、父母以外の者（祖父と祖母等）が家計を支えている場合は、その者とします。

3 出願資格

出願者は、次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程（修業年限が2年以上の課程で、教育委員会が認めるものに限ります。）に在学していること。
- (2) 保護者が愛媛県内に居住していること。
- (3) 次のいずれかの事由が生じ、家計の状況が急変したこと等により学費の支弁が困難となったこと。ただし、事由の発生から12か月以内の場合に限ります。
 - ア 家計支持者が会社の倒産等により解雇され、又は早期退職した（その後再就職したが、収入が著しく減少した場合を含みます。）。イ 家計支持者が死亡又は離別した。
 - ウ 家計支持者が破産した。
 - エ 病気、事故、会社倒産、経営不振、家計支持者の給与収入の激減等により著しく家計の支出が増大又は収入が減少した。
 - オ 火災、風水害、震災等により著しく家計の支出が増大若しくは収入が減少した、又は自宅若しくは家計支持者の勤務先が災害救助法の適用を受けることとなった（近隣地域において、災害救助法の適用地域と同程度の被害を受けた場合を含みます。）。カ 学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することとなった。

- (4) 次の学資金の貸与等を受けていないこと。
- ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金
 - イ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金
 - ウ 独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金
 - エ 特別支援教育就学奨励費のうち支弁区分が第Ⅰ区分又は第Ⅱ区分であるもの
- (5) 保護者が出願に同意しており、連帯保証人を1人（原則、保護者）立てられること。（貸与終了後において、返還計画どおり奨学金が返還されない場合は、連帯保証人に返還を請求します。）
- (6) 勉学に意欲があり、在学期を卒業（在籍課程を修了）する意志があること。ただし、単位制の課程においては、年間18単位以上の単位数を修得し、最短の修業年数で卒業することを目指す者であること。

4 選考基準

奨学生は、次の基準を満たす者の中から採用します。

(1) 人物、健康及び学力の基準

次のいずれかに該当し、学習に対する意欲や生活態度に優れ、在学期の卒業（在籍課程の修了）が可能と認められること。

- ア 学習成績が優秀な者（学習成績の評定平均値が3.5以上の者）
- イ スポーツ・文化活動における実績のある者（大会・コンクール等への出場・表彰歴等）
- ウ 学校内外の活動においてリーダーとして活躍した者（生徒会役員、子ども会リーダー等）
- エ 学校内外の活動において他者への貢献が認められる者（委員会活動、ボランティア等）
- オ 特定分野への興味・関心が高く、将来の活躍が期待できる者（得意科目がある、継続して実践している（したい）スポーツ・文化活動がある、明確な進路希望がある等）

(2) 家計基準

家計支持者（2の(3)参照。原則として、父と母の2人。）の審査所得額の合計が189,400円以下であり、修学困難な経済状態にあると認められること。

審査所得額とは、課税標準額に100分の6を乗じた額から市町村民税調整控除額（政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、市町村民税調整控除額に4分の3を乗じた額とする。）及び別表の特別控除額を差し引いた額（100円未満の端数切り捨て。）とする。ただし、その額が0円を下回る場合には、0円とする。

5 貸与額等

(1) 貸与月額

設置者・通学形態の区分ごとに、次の月額から選択することができます。

区 分		月 額						(限度額)
国公立	自宅通学	5,000円	10,000円	15,000円				18,000円
	自宅外通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円			23,000円
私 立	自宅通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円		30,000円
	自宅外通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円

(2) 貸与期間（貸与対象月）

家計急変等の事由が生じた月（その月が令和7年3月以前である場合は、令和7年4月）以降で希望する月分から正規の修業期間の最終月分までとします。

(3) 貸与方法

原則として毎月25日（休業日である場合は翌営業日）に、「愛媛県奨学金送金先届」により指定された本人名義の普通預金口座に振り込みます。ただし、毎年4月分は、5月分とあわせて5月に振り込みます。

6 出願時期、方法等

(1) 出願時期及び採用予定人員

ア 出願等の時期

手 続	時 期
出願者から学校への書類提出時期	4月1日から随時。(在学校に相談のうえ提出してください。)
学校から愛媛県教育委員会への書類送付時期	随時。ただし、令和8年2月末日を期限とします。
選考結果の通知時期	随時

イ 採用予定人員 12人程度（予定数を超えた場合でも、募集・採用は継続します。）

(2) 出願方法・提出書類

奨学生の募集・出願は、在学校を通じて行います。

出願者は、「愛媛県奨学生願書」及び「緊急採用に関する家庭事情調査票」に必要事項を記入し、次の書類を添付して学校に提出する必要があります。なお、提出期限等は、学校の指示に従うものとします。

ア 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があり、個人番号の記載がないもので、3か月以内に発行を受けた原本）

なお、原則として同居の家族はすべて世帯員として扱い、別居の家族についても生計同一である場合は世帯員として扱います。

イ 家計支持者（2の(3)参照。原則として、父と母の2人。）の令和7年度（令和6年分）課税証明書又は非課税証明書（市区町村役場で発行を受けた原本で、次の必要項目の記載があるもの。5月末日までに提出する場合は、その前年度の課税（非課税）証明書を添付すること。源泉徴収票や住民税の決定通知書ではありません。）

【必要項目】

①課税標準額 ②調整控除額 ③税額調整額 ④扶養親族数 ⑤控除等に係る本人該当区分 ⑥合計所得金額 ⑦総所得金額等 ⑧税額控除前所得割額

家計基準の審査は、原則として課税（非課税）証明書によりますが、失業等の事情があり出願時の現況による審査を希望する場合は、課税（非課税）証明書に加えて次の書類を添付してください。

（ア）給与所得者であって、失業、休業、転職等により収入が減少した場合は、その事実及び出願時の給与額を確認できる書類（コピー可）

（イ）給与所得者以外であって、経営状況の変化により所得が減少した場合は、売上高、経費を確認できる書類（コピー可）

(ウ) 「緊急採用に関する家庭事情調査票」に記入した家計急変等の事由に関する事実を確認できる書類（コピー可）

(3) 推薦について

出願書類の提出を受けた学校は、別に定める推薦要領に従い、「愛媛県奨学生推薦調書」その他必要な書類を添えて、愛媛県教育委員会に送付するものとします。

(4) 選考結果について

奨学生の採用・不採用については、愛媛県教育委員会における審査を経て予算の範囲内において決定のうえ、在学学校を通じて出願者に通知します。

7 返還について

(1) 返還方法

奨学金の返還は、15 回以内の年賦（年 1 回払い）となります。貸与終了月から 6 か月据え置いた後、毎年 12 月末日を期限として、愛媛県から送付される納入通知書により納入します。

（卒業月が 3 月の場合、卒業年の 12 月末日が初回の返還期限となります。）

なお、1 年あたりの返還額は、貸与月額と正規の修業期間に応じて決められています。

〔参考〕貸与月額の上限額を選択し、3 年間（36 か月間）貸与を受けた場合の返還例

区 分		貸与月額	返還総額	年賦額	返還計画(※)
国公立	自宅通学	18,000 円	648,000 円	50,000 円	50,000 円×11 回+ 98,000 円（計 12 回）
	自宅外通学	23,000 円	828,000 円	60,000 円	60,000 円×12 回+108,000 円（計 13 回）
私 立	自宅通学	30,000 円	1,080,000 円	80,000 円	80,000 円×12 回+120,000 円（計 13 回）
	自宅外通学	35,000 円	1,260,000 円	90,000 円	90,000 円×13 回+ 90,000 円（計 14 回）

（※）最終回の返還額には、年賦額の端数が加算されます。

(2) 返還の猶予・免除

ア 次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還を猶予（延期）することがあります。

（ア）高等学校、大学又はこれと同程度の学校に在学するとき。

（イ）災害、傷病、その他やむを得ない事由によって返還が困難と認められるとき。

イ 次のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することがあります。

（ア）死亡したとき。

（イ）心身障害その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき。

8 注意事項

(1) 奨学生が未成年者であるときは、出願及び採用決定後の諸手続には保護者の同意が必要です。

また、手続によっては奨学生と連帯保証人の連署又は連署押印が必要となる場合があります。

貸与終了後の手続についても同様です。

(2) 休学、長期欠席の場合は、その期間の貸与はありません。また、退学等、奨学生の要件を満たさなくなったときは、貸与を終了します。

〔問い合わせ先〕

愛媛県奨学生に関するお問い合わせは、愛媛県教育委員会事務局教育総務課施設厚生室
厚生事業係（電話 089-912-2924）まで。出願に関するご相談は、在学学校へお願いします。

別表 特別控除額

控除の種類		特別控除額
多子控除	家計支持者の扶養する子が2人を超えるもの	2人を超えるもの 1人につき4万円
ひとり親控除	家計支持者が父母のうちいずれか一方のみであるもの、又は家計支持者が1人のみであって地方税法第292条第1項第11号に定める寡婦又は同条同項第12号に定めるひとり親であるもの	4万円
私立自宅外控除	貸与を受ける者の在籍校（「1 概要」に規定する学校に限る。）が私立であって、自宅外通学であるもの	2万2千円

備考1 多子控除の扶養する子の人数については、住民税情報又は本人申告人数のうち、小さい人数を適用する。

2 私立自宅外控除については、予約採用の審査においては一律0円とする。

3 家計支持者が2人以上の場合、特別控除額は1人しか適用できない。

様式 緊急採用に関する家庭事情調査票

緊急採用に関する家庭事情調査票																																	
願書添付資料																																	
出願者氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日																														
在学学校名																																	
1 家計急変等の事由 家計急変等の原因となった主な事由ひとつを選択し、番号に○印を付けたうえで、その事実を確認できる書類を添付してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事 由</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">事実確認書類の例（いずれも写しで可）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 家計支持者の解雇又は早期退職</td><td>解雇通知書、離職票</td></tr> <tr><td>(2) 家計支持者の死亡</td><td>戸籍謄本</td></tr> <tr><td>(3) 家計支持者の離別</td><td>戸籍謄本</td></tr> <tr><td>(4) 家計支持者の破産</td><td>裁判所からの通知書</td></tr> <tr><td>(5) 病気</td><td>診断書</td></tr> <tr><td>(6) 事故</td><td>事故証明書</td></tr> <tr><td>(7) 会社倒産</td><td>裁判所からの通知書、解雇通知書</td></tr> <tr><td>(8) 経営不振</td><td>収支書類、給与明細書</td></tr> <tr><td>(9) その他の事由による収入の激減等</td><td style="text-align: center;">〃</td></tr> <tr><td>(10) 火災</td><td>罹災証明書</td></tr> <tr><td>(11) 風水害</td><td style="text-align: center;">〃</td></tr> <tr><td>(12) 震災</td><td style="text-align: center;">〃</td></tr> <tr><td>(13) 災害救助法適用者</td><td style="text-align: center;">〃</td></tr> <tr><td>(14) 学校の廃止</td><td>転学に関する書類</td></tr> </tbody> </table> ※ 書類は一例ですので、事実が確認できれば他の書類であってもかまいません。				事 由	事実確認書類の例（いずれも写しで可）	(1) 家計支持者の解雇又は早期退職	解雇通知書、離職票	(2) 家計支持者の死亡	戸籍謄本	(3) 家計支持者の離別	戸籍謄本	(4) 家計支持者の破産	裁判所からの通知書	(5) 病気	診断書	(6) 事故	事故証明書	(7) 会社倒産	裁判所からの通知書、解雇通知書	(8) 経営不振	収支書類、給与明細書	(9) その他の事由による収入の激減等	〃	(10) 火災	罹災証明書	(11) 風水害	〃	(12) 震災	〃	(13) 災害救助法適用者	〃	(14) 学校の廃止	転学に関する書類
事 由	事実確認書類の例（いずれも写しで可）																																
(1) 家計支持者の解雇又は早期退職	解雇通知書、離職票																																
(2) 家計支持者の死亡	戸籍謄本																																
(3) 家計支持者の離別	戸籍謄本																																
(4) 家計支持者の破産	裁判所からの通知書																																
(5) 病気	診断書																																
(6) 事故	事故証明書																																
(7) 会社倒産	裁判所からの通知書、解雇通知書																																
(8) 経営不振	収支書類、給与明細書																																
(9) その他の事由による収入の激減等	〃																																
(10) 火災	罹災証明書																																
(11) 風水害	〃																																
(12) 震災	〃																																
(13) 災害救助法適用者	〃																																
(14) 学校の廃止	転学に関する書類																																
2 上記の事由が生じた時期 令和 年 月																																	
3 家計への影響 ※ 上記の事由によって、家計がどのように変化（支出の増大又は収入の減少）したのか分かるように記入してください。（例：共働きだった両親の離別により家計の収入が半分になった。／病気の治療のため支出が増えた。／病気のため就労が制限され収入が減った。 等） 																																	
4 希望する貸与開始時期 令和 年 月分 から ※ 出願当年度であれば、家計急変等の事由が生じた月分まで遡って貸与を受けることができます。（前年度に事由が生じた場合は、出願年度の4月まで遡ることができます。）																																	